

海南市パブリックコメント実施要綱の考え方

(目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、意思決定過程における市民の市政への参画の促進と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

- ① 本市のパブリックコメント手続の目的は、市の基本的な政策を定める計画等の意思決定の前に、市の案を公表し、その案に対する市民等の意見を考慮して意思決定を行うことにより、「意思決定過程における市民の市政への参画の促進と行政の透明性を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資する」ことです。
- ② 本市においては、今までに、この手続に類似した手法を用いて、市民等に広く意見を募った例がありますが、この訓令の制定により、本市の共通の仕組みとして制度化するものです。
- ③ この手続は、計画などの案をより成熟したものにするために、市民等から意見の提出を受けるものであり、住民投票のように賛成・反対の意見の多少により賛否を問うものではありません。

(定義)

第2条 この訓令において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、内容等を広く公表し、市民等からその政策等に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮して実施機関の意思決定を行う一連の手続きをいう。

2 この訓令において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。

3 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に通勤し、又は通学する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

① パブリックコメント手続は、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民等に公表し、その案に対する意見等を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定していく一連の手続をいいます。

② 「実施機関」とは、この手続を実施する市の機関をいいます。なお、議会は議決機関であることから、この手続の実施機関には含めないこととします。

③ 本市に在住、在勤、在学する者のほかに、本市以外に居住する利害関係者も「市民等」として位置付け、この制度の対象となる事案に意見を提出できるものとします。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの

- ① 「市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、全市域を対象とした将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、要綱、指針、マスタープラン等、その名称は問いません。

例：総合計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画、上水道事業整備計画、農業振興地域整備計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害者基本計画、次世代育成支援行動計画、中心市街地活性化基本計画、スポーツ振興計画、教育基本方針、男女共同参画基本計画、市営住宅ストック計画、情報化推進計画など

- ② 「市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念や基本方針など、市の進むべき方向性を定める条例をいいます。事務分掌条例、給与条例などの行政内部のみに適用される条例は該当しません。

例：情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例、美しいまちづくり条例など

- ③ 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）」とは、地方自治法第14条第2項の規定に基づく条例で、広く市民などに適用され、行政目的を達成するため、市民などに義務を課したり活動を制限する条例をいいます。市民に対し、具体的に「○○○しなければならない」という義務を課したり、あるいは「○○○してはならない」という行為を制限したりするものです。

ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定で条例の制定又は改廃の直接請求の対象から除外されていることも踏まえ、この訓令においても対象外とします。

例：自転車等の放置に関する条例、火災予防条例、法定外公共物管理条例など

- ④ 「前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの」とは、前各号に掲げるもの以外で、この手続の目的に則り、実施機関が必要であると判断したものをいいます。

例：都市宣言、市民憲章など

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の制定について実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合

- ① 「緊急を要するもの」とは、この手続に要する時間の経過により、計画等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。
具体的には、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規則などを短期間に策定する必要がある場合などはこれに該当します。
- ② 「軽微なもの」とは、法改正に伴う条文の修正や規定の整備など、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないものをいいます。
- ③ 「政策等の策定について実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、その内容や基準が上位法令などに規定されており、その規定に基づいて計画などの策定、改廃を行う場合をいいます。
- ④ 「意見聴取の手続が法令により定められている場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催や縦覧制度の実施などが義務付けられている場合をいいます。
- ⑤ 「附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合」とは、実施機関が地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関の報告や答申等を受けて政策等を策定する際に、既に附属機関等でパブリックコメント手続に準じた手続を経ている場合をいいます。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的

(2) 政策等の案の概要

(3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

① 政策等の案の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を実施機関が選んで決定します。なお、条例案など議会の議決を要するものは、議会へ提出する前の時期とします。

② 政策等の案を公表するに当たっては、市民等がその内容を十分理解し、適切な判断ができるように、政策等の案を作成した趣旨及び目的、案の概要並びに関連資料を公表するよう努めることとします。

なお、条例案については、公表する案は、条文形式だけでなく、市民等にわかりやすいような概要又は条例案要綱を併せて公表することとします。

③ 「市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料」とは、市民等が政策等の案を理解するために必要な資料で、具体的には、根拠法令、上位計画等になります。

④ 実施機関がパブリックコメント手続を実施しようとする場合は、公表しようとする事案について、部長会へ報告することとします。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項に定めるもののほか、実施機関が必要と判断する方法を活用し、広く市民等への周知に努めるものとする。

3 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法すべてにおいて、政策等の案及び資料の全体を提供する必要はないが、それらの入手方法を明示するものとする。

- ① 実施機関は、政策等の案を公表するときは、市のホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布並びに広報紙への掲載を必ず行うほか、必要な方法を積極的に取り入れることとします。
- ② 「実施機関が指定する場所」とは、市役所、下津行政局、支所、出張所、各公民館等が考えられますが、具体的には、実施機関が市民等の利便性や政策等の対象を考慮し、選択することとします。
- ③ 政策等の案や関連資料が膨大な量に及ぶ場合は、掲載スペースの都合などの理由により、そのすべてをホームページや広報紙などに掲載することが困難となるので、政策等の案等については、可能な限り掲載することとし、手続をとる旨の予告や政策等の案及び資料の入手方法などを明確にして、周知することとします。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、市民等が政策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として、1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- ① 意見等の提出の期間は、政策等の案の周知や提出の準備に十分な期間を確保するため、1箇月を目安に期間を設けることとし、実施機関が事案に応じて適宜定めるものとします。

(意見等の提出方法)

第8条 前条に規定する意見等の提出方法は、次に掲げる方法のうちから実施機関が定め、公表する際に明示するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 実施機関は、原則として、意見等を提出しようとする市民等に対し、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）の明記を求めるものとする。

3 実施機関は、意見等を提出した市民等の個人の氏名又は法人の名称、その他当該個人又は法人に関する情報を公表する場合は、当該政策等の案を公表する際に、その旨を明示するものとする。

- ① 意見等の提出は、書面や電子データなどにより、意見等が保存され、実施機関が正確に対応できる方法とします。口頭や電話による意見等の提出は、正確な記録保存が困難なため、原則として提出方法から除きます。
- ② 「実施機関が指定する場所」とは、所管部課を指しますが、必要に応じて公共施設など他の場所を指定することもできます。
- ③ 意見等の提出に当たっては、意見等の内容の確認を行う必要がある場合や責任ある意見等の提出を求めるために、住所や氏名などの記載を必要とします。無記名の場合は、対象外として取り扱うこととします。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表し、政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、海南市情報公開条例（平成17年海南市条例第10号）第7条に規定する非開示情報に該当するものは除くものとする。

3 第6条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

- ① 実施機関は、提出された意見等を十分考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見等を必ず取り入れるということではなく、提出された意見等について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは、反映することとします。なお、提出された意見等の検討については、当該政策等の策定のために設置された庁内組織において行うものとします。
- ② 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を、また、当該政策等の案を修正した場合は、その修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとします。
- ③ 提出された意見等が海南市情報公開条例に規定する非開示情報に該当する場合は、当該意見等は公表しません。
- ④ 意見を提出した市民等への個別の回答は、行わないこととします。
- ⑤ 提出された意見等が多数の場合は、類似の意見等をまとめて公表することができるものとします。
- ⑥ この手続の趣旨は、市民等から寄せられた多様な意見等を十分考慮して、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、実施機関の考え方を示さないものとします。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等に意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この訓令に準じた手続を行うよう努めるものとする。

- ① 政策等の意思決定前に実施するパブリックコメント手続に対し、それ以前の政策等を形成する構想段階や中間の検討段階でのパブリックコメント手続について想定しています。特に重要な政策等の策定については、市民の関心度も高く、その素案が固まる前の段階、政策等の構想又は検討の段階の案を公表し、広く市民等に意見を求める「構想又は検討段階でのパブリックコメント」を、この訓令に準じた手続で行うよう努めるものとします。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、この訓令によるパブリックコメント手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市のホームページに掲載して公表するものとする。

- ① 市長は、パブリックコメント手続を実施している事案と過去に実施した事案の一覧表を作成し、公表するものとします。
- ② 実施機関がパブリックコメント手続を実施しようとする場合は、公表しようとする事案について、企画財政課へ報告することとします。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

- ① パブリックコメント手続については、原則としてこの訓令に基づく統一のルールで実施することとしますが、この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項があれば、実施機関が別に定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に意思決定される政策等について適用する。ただし、施行日において既に政策等の策定に着手しているもので、施行日以後に早急に意思決定する必要があるものについては、この限りでない。

- ① この訓令の施行日は、平成18年8月1日とします。
- ② この訓令の施行の際、現に策定過程にある政策等については、この訓令に基づきパブリックコメントを実施することとしますが、早急に意思決定をする必要がある政策等については、策定スケジュールなどを考慮し、この訓令の規定の適用を受けないこととします。